

令和6年10月募集 横浜市市営住宅等入居者選考審議会

令和6年8月23日（金）

午後1時30分から午後2時30分まで

横浜市会議事堂3階 多目的室

住 宅 部 長	<p>定刻になりましたので、只今より、横浜市市営住宅等入居者選考審議会を開催いたします。本日、進行を務めさせていただきます、建築局住宅部長の寺口でございます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>皆様方におかれましては、本審議会の委員をお引き受けいただきまして、お礼申し上げます。</p> <p>会議の冒頭にあたりまして、いくつか確認をさせていただきます。</p> <p>本日お配りしております資料につきまして、次第、名簿、席次表、諮問文、右上に資料1-1から資料2と書かれた配付資料の他、「横浜市市営住宅等入居者選考審議会 別冊資料」と書かれたフラットファイルがあるかどうか、ご確認ください。</p> <p>フラットファイルについては、市営住宅の概要、入居者募集の取組みの変遷について、条例、規則、審議会規則及び、まだ未定稿ですが、募集のしおりと書かれた各資料を収めております。そちらも含め不足する資料がございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>この別冊資料につきましては、議事進行の折に、随時ご参照いただければと思います。また、会議終了後に事務局で回収させていただきますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>また、お手元に、委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。本来ならば、委嘱式を執り行うところではございますが、限られたお時間の都合上、配付によって代えさせていただきますことをご了承下さい。</p> <p>次に、本審議会において議論・発言された内容については、後日議事録を作成し、発言要旨と出席者名が記載された議事録をホームページにて公開します。そのため、議事録作成の都合上、レコーダーで記録させていただいておりますことを、併せてご了承ください。</p>
---------	--

	<p>ここからは、次第に沿って議事を進めてまいります。 はじめに、建築局長の鵜澤よりご挨拶申し上げます。</p>
建 築 局 長	<p>皆様こんにちは。建築局長の鵜澤でございます。</p> <p>本日は、当審議会にお忙しい中、そして、非常に厳しい暑さが続く中、ご出席いただきましてありがとうございます。昨年度より委員をお引き受けいただいております皆さま、そして、今年度から新たに委員をお引き受けいただきました皆さま、併せまして感謝申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。審議に入ります前に一言、ご挨拶させていただきます。</p> <p>本日の審議会でございますが、本年 10 月に予定しております「市営住宅の入居者募集の実施」に関する事、それからその「選考基準」につきましてご議論いただく予定にしております。</p> <p>今回の募集では、いよいよ建替事業により再整備を終えた 2 つの住宅、中村町住宅と瀬戸橋住宅、これにつきまして募集を行っていく内容が入っております。</p> <p>また、これまで市営住宅にお申込みいただきました皆さまからの様々なご意見の中で、募集する同一住宅内でも、棟によってエレベーターが有るとか無いとか、そういう条件が違いますので、そういった事もしっかりと配慮して条件毎に募集区分を分けるなど、様々な工夫をしております。</p> <p>そういった事も含めまして、委員の皆様には忌憚ないご意見をいただければと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。</p>
住 宅 部 長	<p>次に審議会の位置づけなどについて確認させていただきます、併せて定足数の報告をさせていただきます。</p> <p>まず、お手元の資料のうち、横浜市市営住宅等入居者選考審議会別冊資料をお開きいただき、「市営住宅条例」と書かれたインデックスの部分をご覧ください。</p> <p>横浜市営住宅条例第 11 条の箇所に、青色の付せんをつけております。本審議会は、条例第 11 条の規定に基づき、設置された附属機関でございます。</p> <p>次に審議会規則と書かれたインデックスの部分をご覧ください。本審議会は、横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第 4 条第 1 項に基づき招集され、市営住宅の入居者の公募</p>

	<p>を行う場合及び選考する場合の具体的基準についてご審議をいただくものです。</p> <p>ここで、定足数のご報告を行います。横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第4条第3項の規定により、会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないこととされています。</p>
市 営 住 宅 課 長	<p>本日は、白井委員、石内委員、三輪委員がご欠席されるとのご連絡をいただいておりますが、現時点で7名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告させていただきます。</p>
住 宅 部 長	<p>次に次第に戻らせていただき、「横浜市営住宅の概要」について御説明させていただきます。お手元のフラットファイルの中にある「概要」と書かれたインデックスの部分をご覧ください。</p> <p>1の設置目的についてですが、横浜市営住宅は、公営住宅法や横浜市営住宅条例等に基づき、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を供給することを目的としています。</p> <p>2の経緯ですが、昭和22年に横浜市庶民住宅使用条例が制定され、庶民住宅としてスタートしました。その後、昭和26年に公営住宅法が施行されたことに伴い、名称も市営住宅となったところです。また、平成8年の公営住宅法の改正を受け、平成9年度から借上型市営住宅が始まりました。</p> <p>この間、時代ごとのニーズの変遷に伴い様々な施策が施されており、現在は令和4年10月に策定されました「横浜市住生活マスタープラン」に基づいた具体的な施策として、市営住宅における世代間ミックスの促進を進めております。</p> <p>続いて、3の横浜市営住宅の管理戸数ですが、令和6年4月1日現在において、住宅数は278団地、総戸数は30,954戸となっております。</p> <p>最後に、4今後の市営住宅のあり方についてですが、老朽化が進む市営住宅については、引き続き平成30年4月に策定した「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」に基づき、建替え等により性能向上を進めてまいります。</p> <p>再生にあたっては、「他施設との複合化等」「民間活力の導入」などの視点をもとに、効率的な事業執行に努め、財政負担の軽減と地域のまちづくりに寄与する再生を目指します。</p>

	<p>また、多世代居住の促進のため子育て世帯への提供や、高齢者・障害者世帯などに向けて高齢者向け住宅・車いす住宅の提供などを進めてまいります。</p> <p>フラットファイルから次第に戻っていただき、続きまして、次第2委員紹介に移らせていただきます。</p> <p>本日は、今年度最初の審議会のため、委員及び幹事の紹介をさせていただきます。お手元に配付しております名簿順にご紹介をさせていただきます。</p> <p>まずは、委員の方々のご紹介をさせていただきます。</p> <p>横浜市会建築・都市整備・道路委員会副委員長の、青木委員。</p>
青 木 委 員	どうぞよろしくお願いいたします。
住 宅 部 長	同委員会副委員長の久保委員。
久 保 委 員	よろしくお願ひします。
住 宅 部 長	同委員会委員の関委員。
関 委 員	よろしくお願ひいたします。
住 宅 部 長	同委員会委員の長谷川委員。
長 谷 川 委 員	よろしくお願ひいたします。
住 宅 部 長	同委員会委員の白井委員は、本日は欠席でございます。 同委員会委員の二井委員。
二 井 委 員	よろしくお願ひいたします。
住 宅 部 長	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会会長の石内（いしうち）委員は本日は欠席でございます。 横浜市立大学大学院都市社会文化研究科 教授の三輪（みわ）委員も本日は欠席でございます。 弁護士の檜垣（ひがき）委員。
檜 垣 委 員	よろしくお願ひいたします。
住 宅 部 長	愛知東邦大学人間健康学部人間健康学科 教授の西尾（にしお）委員。
西 尾 委 員	よろしくお願ひいたします。
住 宅 部 長	続いて、幹事を紹介します。 建築局長の鵜澤です。
局 長	よろしくお願ひいたします。

住 宅 部 長	住宅政策課長の小林です。
住 宅 政 策 課 長	よろしくお願いいたします。
住 宅 部 長	市営住宅課長の佐藤です。
市 営 住 宅 課 長	どうぞよろしくお願いいたします。
住 宅 部 長	市営住宅課担当課長の神谷です。
市営住宅課担当課長	よろしくお願います。
住 宅 部 長	私、住宅部長の寺口でございます。 よろしくお願いいたします。 次に、次第3、会長・副会長の選出を行います。 横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第3条第2項により、会長及び副会長につきましては、委員の互選により定めることとなっております。事務局からのご提案といたしましては、会長を青木委員、副会長を、久保委員、長谷川委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
各 委 員	異議なし。
住 宅 部 長	ありがとうございます。 それでは、会長は青木委員、副会長は、久保委員及び長谷川委員にご就任いただきます。 委員の皆様におかれましては、大変お手数ではございますが、お席のご移動をお願いいたします。 また、席のご移動に伴いまして、机も少し移動調整させていただきます。机の移動につきましては、市の職員が行いますのでしばらくお待ちください。
[ 各 委 員 移 動 ]	
住 宅 部 長	ご協力ありがとうございます。それでは、以降の審議につきましては青木会長に進行をお願いいたします。青木会長よろしくお願いいたします。
会 長	ただ今ご指名をいただきました、会長となりました、青木でございます。よろしくお願いいたします。 審議会の円滑な進行に努めてまいりたいと考えていますのでご協力よろしくお願いいたします。 まずは、本日の傍聴の申し出について、事務局より報告を求めます。
市 営 住 宅 課 長	現時点では、傍聴の申し出はございません。

		もし、今後、終了までの間に傍聴の申出があった場合は、議事の進行に支障がないように傍聴していただくよう事務局にて対応させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。
会	長	只今の事務局からの説明で、ご異議ございませんか。
各	委 員	異議なし。
		それでは、次第4、諮問の「令和6年10月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」事務局に説明を求めます。佐藤市営住宅課長。
市	営 住 宅 課 長	<p>建築局市営住宅課長の佐藤でございます。それでは、諮問事項についてご説明させていただきます。</p> <p>席次表をおめくりいただき、5ページの諮問文をご覧ください。諮問事項は「令和6年10月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」の1件でございます。</p> <p>今回募集する戸数は、1のとおり753戸です。募集単位ごとの内訳と、2以降の内容については次の説明資料でご説明させていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>ページをおめくりいただき、7ページの資料1-1「令和6年10月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」をご覧ください。今回の募集総戸数は、753戸とさせていただきます。事前にご説明にあがった時点より、募集総戸数に変更がありますが、理由としましては、借上住宅の借上終了に伴い移転先を確保する必要があったことや、修繕にかかる費用と予算との兼ね合い等により、戸数を調整させていただいたためでございます。</p> <p>説明資料の1「募集する住宅及び戸数」をご覧ください。</p> <p>「(1) 募集における基本的な考え方」ですが、アの「募集戸数の算定」については、年間の退去戸数と同程度を半期に分けて募集し、加えて、建替事業により改修を終えた中村町住宅、瀬戸橋住宅の空き住戸を募集いたします。</p> <p>イの「多世代居住の促進」としての子育て世帯への支援や、ウの「入居ニーズへの対応」としての、(ア) 高齢者世帯、(イ) 単身者向けの支援、(ウ) 低層階等住戸を希望する世帯向けの設定については、引き続き進めてまいります。</p> <p>おめくりいただき、9ページをご覧ください。</p> <p>ここからは、基本的な考え方に基づき算定しました募集区</p>

分ごとの募集戸数について、ご説明させていただきます。

はじめに、(2)の「全市単位募集を行う住宅及び戸数」についてです。

アの全市単位の2階以上でエレベーター無しの区分の募集戸数を9戸とし、イの全市単位の1階又はエレベーター付きの区分の募集区分を50戸としました。これらは、横浜市による直接建設型の空部屋が比較的多く発生する大規模住宅を対象とし、備考欄にあるいずれかの住宅への入居を希望される方への募集方法となっています。単身者の方も含めていずれの世帯の方もお申込みいただけます。

次に、(3)の「行政区単位募集を行う住宅及び戸数」についてです。

ウの「行政区単位」ですが、72戸を募集します。こちらは、行政区を指定した、横浜市による直接建設型の住宅であって、床面積が原則60㎡未満の住戸となります。備考欄にある行政区ごとの、いずれかの住宅への入居を希望される方への募集方法となります。なお、記載のない区については、住宅単位募集のみ実施いたします。単身者の方も含めて、いずれの世帯の方もお申込みいただけます。

それではページをおめくりいただきまして、次の10ページをご覧ください。ここからは、(4)の「住宅単位募集を行う住宅及び戸数」となります。

まず、エの「一般世帯向、60㎡以上」の募集区分ですが、153戸を募集します。直接建設型及び借上型の住宅における1戸あたりの床面積が原則60㎡以上の住戸について、世帯を対象に募集を行う区分です。そのため、単身者の方は申込みいただくことができません。なお、募集する住宅の内訳につきましては、この後ろの13ページから14ページにお付けしました資料1-2に、募集区分ごとに、募集する住宅名とその各住宅における募集戸数について表形式でまとめましたので後程ご確認ください。

次は、オの「一般世帯向4部屋以上、70㎡程度以上」の募集区分で、2戸を募集します。直接建設型住宅における4部屋以上の住戸について、世帯を対象に募集を行う区分です。特に大人数の家族向住宅として募集するものです。こちらにも、単身者の方は申込みいただくことができません。

次の、カの「一般世帯向、60㎡未満」の募集区分で、204戸を募集します。単身者の方も申込みが可能な区分になります。直接建設型住宅における一戸あたりの床面積が原則60㎡未満の住戸について、いずれの世帯の方もお申込みいただける募集区分になっています。

次は、キの「子育て世帯専用」の募集区分で、74戸を募集します。原則、直接建設型住宅で、駅徒歩圏内の住宅を対象に、中学校卒業程度までの子供がいる、子育て世帯の方に限定して募集を行う区分です。

一方、次のクは「子育て支援倍率優遇」を行う募集区分で、30戸を募集します。直接建設型住宅で、住宅に占める高齢化率が高い、近くに小・中学校及び幼稚園・保育所等がある住宅について、中学校卒業程度までの子供がいる子育て世帯向けには、20倍の倍率優遇を行う区分です。こちらは先ほどの「子育て世帯専用」の募集区分とは異なり、いずれの世帯の方もお申込みいただける募集区分になります。

次は、ケの「特定目的住宅」の募集区分で、全部で135戸を募集します。内訳は備考欄にありますとおり、(ア)の「車いす用」住宅は3戸、(イ)の「高齢二人世帯向」住宅は、直接建設型住宅が10戸、借上型住宅が36戸で、あわせて46戸。(ウ)の「高齢単身者用」住宅は、直接建設型住宅が26戸、借上型住宅が47戸で、あわせて73戸。そして、(エ)の「単身者用住宅」が13戸となっています。

最後は、コの「特別空家」の募集区分で、24戸を募集します。入居者が住宅内で亡くなり、その発見が遅れた住宅となる特別空家ですが、内訳として備考欄にありますとおり、(ア)の高齢二人世帯向、(イ)の単身者可、(ウ)の一般世帯向、それぞれに記載の住宅のいずれか1つを希望して、申込みいただく募集区分です。

次の、11ページをご覧ください。2、の「募集日程」ですが、例年どおりですが、(1)の「申込書配布期間」を10月7日の月曜日から18日の金曜日までの約2週間、(2)の「受付期間」を10月9日の水曜日から18日の金曜日までの10日間とします。また、(3)の「抽選会」については、12月24日の火曜日に、関内ホール小ホールにて実施します。抽選会



場は無観客とし、ユーチューブライブでインターネット配信予定です。

次に、3の「入居者資格判断基準日」ですが、受付最終日の10月18日とし、この日で在住・在勤要件や収入要件などを判断します。

次に、4の「空家入居候補者資格の有効期間」ですが、令和7年9月30日までとします。

次に、5の「常時募集」についてですが、今回の募集にて、募集割れや辞退等により入居とならなかった住戸については、次の基準により、再度原則先着順にて募集を行う常時募集を実施します。

(1) 募集日程ですが、アの「申込書配布期間」を令和7年2月14日の金曜日から6月13日の金曜日まで、イの「受付期間」を令和7年2月27日の木曜日から6月13日の金曜日までとします。(2) 入居者資格判断基準日は、申込日の属する月の初日とします。(3) 空家入居候補者資格の有効期間は、令和7年9月30日の火曜日までとします。

なお、受付期間及び空家入居候補者資格の有効期間について、事前説明時点から変更となっております。こちらにつきましては、昨年度より常時募集の制度が開始され、実際に1年間実務を行った中で、申込者の負担を軽減し、混乱のない案内を行えるようにするため10月の定期募集での日程に揃える変更が必要であると判断したため、このような形とさせていただきます。

最後に、参考として「募集の周知方法」ですが、これまでと同様、広報よこはまや記者発表、市内各所におけるポスターの掲示、募集のしおりの配架、ホームページへの掲載などにより広く周知を図ってまいります。

諮問事項の説明は以上でございます。

参考として、今回の令和6年10月募集住宅一覧と、前回の令和6年4月市営住宅応募状況表を、資料1-2、資料1-3として、13ページから16ページにお付けしましたので、後ほど、ご確認いただければと思います。

なお、本日ご欠席の委員の〇〇委員からは、市営住宅の募集状況を振り返り、今後の常時募集のあり方や、募集から入居までの期間など、明らかになった応募者のニーズを踏まえ

	<p>て引き続き検討を行ってほしい。また、募集や選考方法のみならず、政策的な視点を持って、市営住宅の再生のあり方、質を高める議論を行っていく必要がある、といったご意見をいただきました。</p> <p>また、〇〇委員からは、「今回、何かトピックなことはあるか。」とのお問合せをいただいております。</p> <p>今回のトピックといたしまして、新築住宅の瀬戸橋住宅及び中村町住宅の募集と、冒頭、局長挨拶の中でもご案内がありましたが、募集のしおりの掲載の工夫として、エレベーターの有無により募集区分を分けたことや、部屋数の掲載をしたことなどをお伝えしております。こちらにつきましては、例としてでございますが、お手元のフラットファイルの「しおり」の18ページの下から4つ目5つ目に記載している「十日市場ヒルタウン」をご覧ください。「しおり」の18ページの下の部分でございます。下から4つ目、5つ目に「十日市場ヒルタウン」2つ記載がございます。</p> <p>これは、1つはエレベーター設置がある住戸、そして設置の無い住戸で区分を分けております。それから、部屋数につきましては、「2部屋」「3部屋」という欄を設けまして、部屋数が分かるような形で記載をさせていただいております。</p> <p>また、本日、急遽ご欠席の連絡をいただいた〇〇委員につきましては、事前説明の際には、常時募集の実施状況や、一人親世帯の応募状況などについてご質問をいただき、こちらでも現状についてご説明をさせていただいたところでございます。</p> <p>説明は以上となります。それでは諮問事項につきまして、ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、「令和6年10月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」質疑、発言がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>はい。〇〇委員。</p>
<p>〇 〇 委 員</p>	<p>ご説明いただき、ありがとうございました。</p> <p>募集された状況を確認させていただきました。この中で特に、やはり目立ちますのが倍率なんですけれども、多い所ですと72倍、少ない所ですと一世帯も申し込みが無い、そういった事があります。かなりのばらつきが有るんじゃないか</p>

	<p>とっているんですけれども、ご入居を希望されている意思是皆様ある一定以上ある方達なのかなと思っております。そういった方々にとって住居の場所は凄く重要なところではあるんですけれども、こういった応募にばらつきが無いように、何か今後工夫される点などありますでしょうか。お聞かせください。</p>
会 長	佐藤課長。
市 営 住 宅 課 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ばらつきについてご意見をいただきましたが、確かに立地する場所、特に人気があるのは中心区、あるいは北部の地区、それから交通の便の良い所が、やはりどうしても倍率が高くなる傾向がございます。そういった所でなくとも、実際は行ってみると実はバスの便が多いとか、あるいは住戸の周りの環境が良いとか、そういった所もございます。ですので、出来る限り「しおり」の中で、そういった住宅の魅力とか、あるいは交通、周辺状況等もお伝えさせていただいて、一見環境が良くないように見える所につきましても、きちんとお伝えして、ばらつきの無いような形で出来ればと考えております。</p>
会 長	〇〇委員。
〇 〇 委 員	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>予測倍率みたいなものを、事前にここに記載するという事は、今回難しいのでしょうか。</p>
市 営 住 宅 課 長	<p>そうですね、予測につきましてはなかなか難しいところがありますが、「しおり」の中では前回、直前の倍率をお伝えしまして、その上でご判断をいただくというような情報提供はさせていただいております。</p>
会 長	続けてどうぞ。
〇 〇 委 員	はい。ありがとうございました。
会 長	<p>その他、ございませんでしょうか。</p> <p>〇〇委員。</p>
〇 〇 委 員	<p>〇〇です。</p> <p>住戸の募集区分ですとか、募集条件で高齢者ですとか、あとは身体に配慮が必要な方のニーズに応える募集要項だなということは、前回からさらに改善されているという印象を受けるんですけれども、精神障害に関する方についての何か</p>

	配慮というのは、考えられているのでしょうか。
市 営 住 宅 課 長	障害を持たれた方、身体、それから精神、知的の障害を持たれた方には、優遇倍率の制度は設けさせていただいております。特認Bというもので3倍の優遇倍率を設けさせていただいております。
○ ○ 委 員	ありがとうございます。 そうすると入居の際の倍率で優遇されて、入居しやすくなるという配慮がされているという事で、特に入居する住戸について何か特殊な配慮があるとかそういう訳では無いですか。
市 営 住 宅 課 長	精神障害者についてですか？
○ ○ 委 員	そうですね。精神、知的の方で。
市 営 住 宅 課 長	実際、仕様につきましては一般の方の住宅と変わらないところでございます。高齢者向けの住宅については、バリアフリーでありますとか、緊急通報のシステムとかありますが、精神障害者の方につきましては、仕様については同じものになります。
○ ○ 委 員	ありがとうございます。あともう一つ質問してもよろしいですか。
会 長	続けてどうぞ。
○ ○ 委 員	資料の最後についている、市営住宅の一時提供のところでお伺いしたいんですけども、能登半島地震の被災者ですとか、ウクライナ避難民の方へ一時提供されているということですけど、この場合、入ったらすぐ生活できるような、他の市営住宅と違って家具付きとか布団付きですとか、生活用品が揃った状態で提供しているんですか。
市 営 住 宅 課 長	原則としましては、例えば照明器具でありますとか、あとカーテンレールとか、備品類については付いている住戸をご案内させていただいております。
○ ○ 委 員	ありがとうございます。分かりました。 何故そこを聞いたかったかといいますと、こういう被災の方ではないんですけども、昨今DV被害者の方で、今までの住居を急いで移動しなければいけない方がいらっしゃって、それまではシェルターなどにご案内することが多かったと思うんですけど、やはりシェルターですと色々な生活の制限が有りますよね。就労や登校が出来なくなってしまうことから、中々シェルターに行くことを拒否される方々も多く

	<p>いらっしゃるんですけれども、その時に、市営住宅が一時提供みたいな形で避難的に、緊急避難的に利用できるようなシステムがどこかにあればいいなというようなことを考えていたので、ちょっと質問させていただきました。</p>
市 営 住 宅 課 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>今の仰っていただいたようなDV被害者、それから犯罪被害者、災害に遭われた方、あるいは火事で焼け出されてしまった方々にも一時利用を出来る仕組みとしてご用意をさせていただいております。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。</p> <p>〇〇委員。</p>
〇 〇 委 員	<p>〇〇です。よろしいでしょうか。</p> <p>住居の募集区分で、きめ細かく配慮されていて、その中で子育て専用、子育て優遇が福祉の視点からも非常に重要だなと関心をもっていて、ご説明では地域社会の住民の世代バランスというのが、少子高齢化が進むだけではなくて、政策的な配慮として一番なのかなとは思うんですけど、もう1つは何といてもこれだけ少子化が進んできているので、少子化対策としても非常に有効な生活支援策ではないかなと感じます。</p> <p>もう1つ福祉の視点から言うとですね、横浜市の地域福祉保健計画の中に、今回今年から開始する5期計画の中に区別のニーズの状況というのを示してありまして、特にひとり親世帯の多い区別の状況というのがあってですね、一番高いのが瀬谷区、その次が泉区、おそらく家賃水準ですね、比較的低い所で入居しやすいというところが背景にあるのかなと思いますけれども、もう1つはやはり市営住宅の子育て優遇というところがかなり、その中で母子世帯の方が入居されるというケースが多いんじゃないかと想像しまして、その意味でもひとり親家庭の場合は、特に子供の貧困にも直接的に繋がっていますし、福祉の対応として子供の学習支援も必要だったりすることも出てくるので、そういう視点で考えると市営住宅がひとり親の世帯を含めて生活支援、自立支援にかなり有効に働いているんじゃないかなと想像はします。</p> <p>あと、〇〇委員からのひとり親家庭の入居状況の質問があったということなんですけど、この辺りは把握されているので</p>

	すか。
市 営 住 宅 課 長	<p>ひとり親世帯の応募状況につきましては、大体年間で 600 件くらいずつ、例年申し込みをいただいております。倍率としては大体、今回 4 月募集は全体で 6.8 倍という倍率だったんですけど、同じく 6 倍から 7 倍くらいの倍率で推移しております。</p> <p>また、母子世帯、父子世帯の方々におきましては、3 倍の優遇倍率を設けさせていただいているところでございます。</p>
○ ○ 委 員	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>そういった意味でも有効な生活支援になっているかなという印象を持ちました。ありがとうございます。</p>
会 長	○○委員。
○ ○ 委 員	<p>今回、様々取り組んでいただいたことに対しては、例えば常時募集についても、既に始まっていますけども、空き住戸への組み合わせ、意義が有ることだと思っています。</p> <p>しかしながら、先ほど他の委員からもありましたけれども、市営住宅にある課題として高齢化が、我々が想像していた以上に進展している現状があるかと思っています。それに伴って様々な課題、たとえば多世代を呼び込めないということも一緒に課題となり、高齢化により地域コミュニティーが弱体化しているということからすると、様々な世代をバランスよく配置していくという取り組みも必要だとも思います。</p> <p>かたやもう一つの若い世代を呼び込むために、先程募集要項で入居区分においては子育て世帯専用住宅ですとか選考倍率優遇ですとか、様々なことがなされていますけれども、他都市の事例でいった場合、例えば県営住宅におきましては、大学と連携した地域活動の支援とか、京都市においては若手アーティストの活動支援の場として提供したりしております。また新たに聞くところによりますと、京都市におきましては民間事業者の活力を得まして、空き部屋をリノベーション、改装して割安な賃貸住宅として貸し付けるという仕組みを聞いております。今後、様々な工夫をいただいていることに加えて、世代バランスをとっていくために政策的に対応していく取り組みとかを教えていただければと思います。</p>
市 営 住 宅 課 長	はい。ありがとうございます。

	<p>先生仰るように高齢者、障害者の方々が応募されることも多く、セーフティーネット住宅としての役割ということで、今のような形で募集を行っております。</p> <p>ただ、世代のバランスですね、高齢の方だけが増えてしまいうとか、ということだとコミュニティーの維持がなかなか難しくなってくるところがあると思います。実際のところ法令等で決められた募集の枠組みについては、それを今時点で崩すということは難しいということがあると思いますが、例えば先生が例示で出されたようなところだと、目的外使用という形で若い力を活用しながら住宅を使っていただくこともあるかと思います。</p> <p>また政策的なという話もありましたので、今回につきましては優遇倍率でありますとか、枠を増やすというような工夫であります。今後政策的な議論を行う審議会とか、あるいはそれに基づく計画プラン等、それから国の動向等も見ながら、併せて考えていければと考えております。以上でございます。</p>
○ ○ 委 員	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>もう1点、募集要項につきまして、全市区分において、一階又はエレベーター付き住戸に限定したということですね、これは議会の方でも議論があつて、導入されたことは非常に評価される場所ですけれども、現状、私共が住んでいる方々の声を聞く中においては、入居した時は若かったけれども、あるいは健康だったんだけれども、年月が経って今高齢になって、それに伴って健康を損ねてしまい低層階に移動したいという声も非常に多い。そういうことも受けながら新しい仕組みが導入されたというのは承知しておりますけれども、現状、いわゆる特定入居、これがどれくらい待たれている状況があるか、現状は把握なさっているのでしょうか。</p>
市 営 住 宅 課 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>今仰られたように、入られた時には年齢もそれ程いつていないなかで、年数が経つうちに足腰の状態が良くなって、階段の昇り降りが難しいということで希望される方は確かに多くいらっしゃいます。現状、特定入居という形で斡旋をして、原則同じ住宅内の高層階から1階へ移るという形を設けております。</p>

		ただ、こちらにつきましては住宅を移動することとか、あるいは住宅に入ることについては、原則は公平性の観点から公募ということになっております。ただ、そういったご事情がある方については移動ができる特定入居という仕組みを作っております。現状としましては、長い期間ですけど大体3年程お待ちいただいております。
○ ○ 委 員		現状、空き住戸の新たな募集と、特定入居の方々とのバランス、様々な課題は承知はしておりますけれども、高齢化による様々な取り組み、高齢者に対する様々な配慮というものに加えて、先程申し上げました若い世代、多世代の方々を呼び込む中で、世代をバランスよく配置して、コミュニティーの更なる調整を図っていくという取り組みも必要と思っております。今後、先程申し上げた1階又はエレベーター付き住居の配置について、色々検証していただきたいという事を、私からお願いしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。
会 長		その他ございますでしょうか。よろしいですか。 それでは他に発言もないようですので、本諮問については、質疑を終了し採決を取ることにご異議ございませんか。
各 委 員		異議なし。
会 長		それでは、採決いたします。採決の方法は挙手といたします。 本件については、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を求めます。
各 委 員		[全員挙手]
会 長		それでは、「令和6年10月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」は全会一致で決定することといたします。 ただいまの決定に基づき、市長に答申をする必要がありますが、案文の調整は会長にご一任願ひたいと思ひます。 ご異議ございませんか。
各 委 員		異議なし
会 長		では、そのように取り扱わせていただきます。 その他、なにかございますでしょうか。ご質問等がありましたら、お願ひいたします。 それでは質問もないようですので、本諮問につきまして



	<p>は、以上とさせていただきます。</p> <p>続きまして、次第5「報告」について事務局の説明を求めます。 佐藤課長。</p>
市 営 住 宅 課 長	<p>それでは、報告事項の説明をさせていただきます。今回は1件ご説明させていただきます。先程ご質問いただいた中にもございましたが、「市営住宅の一時提供について」ということで現状についてお伝えを出来ればと思っております。17ページの資料2「市営住宅の一時提供について」をご覧ください。</p> <p>まず、1の「令和6年能登半島地震の被災者への支援について」ですが、7月31日現在、市営住宅及び公社賃貸住宅での入居件数は6件となっております。備考欄にございますように市営住宅への入居されている方が4件、公社賃貸住宅へ入居されている方が6件となっております。</p> <p>次に、2の「ウクライナ避難民の方への支援について」は、新規申請の受付は令和6年3月末に終了しましたが、入居している避難民に対しては、引き続き一時提供を継続しており、7月31日現在、入居件数は55件となっております。55件で概ね100名の方に一時使用いただいております。</p> <p>報告事項の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので「報告」について質疑、発言がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それではご発言もないようですので次第5「報告」につきましては以上とさせていただきます。</p> <p>続きまして次第6「その他」について何かございますでしょうか。ご発言がございましたらお願いいたします。よろしいですか。</p>
市 営 住 宅 課 長	<p>すみません。誤ってお伝えしてしまったかと思うんですが、能登半島地震の入居状況で計6件で、内訳につきましては市営住宅4件、公社賃貸住宅2件で合わせて6件ということでございます。訂正させていただきます。</p>
会 長	<p>はい。それでは、特に他にご発言もないようですので次第6「その他」につきましては以上とさせていただきます。</p> <p>それでは以上を持ちまして本日の審議を終了いたします。会長の務めを終わらせていただき進行を事務局に返します。</p> <p>皆様ご協力ありがとうございました。</p>

住 宅 部 長	<p>青木会長、どうもありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様方、本日はご審議いただきまして本当にありがとうございました。以上をもちまして、横浜市市営住宅等入居者選考審議会を閉会させていただきます。</p> <p>なお、次回は2月ごろの開催を予定しております。また日程につきましては調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。</p>
---------	---